

大分大学医学部附属病院研修登録医の受入れに関する細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第1-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における研修登録医の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「研修登録医」とは、第6条の研修登録医登録証の交付を受け、本院において医療に関する研修を行う者をいう。

(資格)

第3条 研修登録医となることのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上を経過した者とする。

(1) 一般社団法人大分県医師会又は一般社団法人大分県歯科医師会に所属する医師又は歯科医師

(2) その他大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が適当と認める者

(申請)

第4条 研修登録医の許可を受けようとする者は、研修を希望する診療科（部）ごとに、別に定める研修登録医受入許可申請書に、履歴書及び所属する医師会の会長若しくは歯科医師会の会長又は所属長の推薦書を添え、病院長に申請するものとする。

2 前項の申請は、研修開始の日の1か月前までに行うものとする。

(許可)

第5条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、本院の教育、研究及び診療業務に支障がないと認めたときは、申請のあった診療科長（診療施設の部長等を含む。以下「当該診療科長」という。）の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

(登録)

第6条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、指導教員を定め、研修登録医台帳に登録し、研修登録医登録証を交付するものとする。

(受入期間)

第7条 研修登録医の受入期間は、1年以内とし、受入を許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受入期間の更新)

第8条 病院長は、研修登録医が期間の更新を申請したときは、当該診療科長の同意を得て、これを許可することができる。

2 前項の申請は、研修期間満了の1か月前までに、別に定める研修登録医受入れ期間更新申請書により行うものとする。

(研修料)

第9条 病院長は、研修登録医から月額6,600円（消費税等を含む。）の研修料を徴収する。

(研修料の納付)

第10条 研修登録医は、研修料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付された研修料は、返還しない。

(研修登録医の辞退)

第11条 研修登録医は、本院における当該研修を辞退しようとするときは、当該診療科長を経て、病院長に願い出なければならない。

(関係規程等の遵守)

第12条 研修登録医は、大分大学が定める関係規程等を遵守しなければならない。

(受入許可の取消し)

第13条 研修登録医が前条の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、病院長は研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。

(診療及び研究への参加等)

第14条 研修登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

2 研修登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の指導の下に、自らが紹介した患者の診療に立ち会うことができる。

3 研修登録医は、学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）の許可を得て、学術情報拠点（医学図書館）を利用することができる。

(身分の証明)

第15条 研修登録医は、研修に参加するときは、第6条の研修登録医登録証を携帯し、所定のネームプレートを着用しなければならない。

(損害の賠償等)

第16条 研修登録医は、その故意又は過失により、施設、設備等を毀損等した場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(事務)

第17条 研修登録医の受入れに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 大分大学医学部附属病院研修登録医の受入れに関する規程（平成16年医学部規程1-26号）は、廃止する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第1-3号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第1-2号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、同日以降に研修登録医となる者が、第10条第1項の規定により研修料を前納する場合の第9条の規定は、令和元年7月1日から施行する。